



発行 新潟県

第 97 号

平成24年12月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1439 自衛隊員の募集(市町村課)
- 1440 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1441 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1442 保安林の指定予定(治山課)
- 1443 保安林の指定予定(治山課)
- 1444 保安林の指定予定(治山課)
- 1445 保安林の指定予定(治山課)
- 1446 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 1447 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1448 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1449 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1450 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 1451 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1452 公共測量の実施通知(監理課)
- 1453 公共測量の実施通知(監理課)
- 1454 道路の区域変更(道路管理課)
- 1455 道路の供用開始(道路管理課)
- 1456 道路の区域変更(道路管理課)
- 1457 道路の供用開始(道路管理課)
- 1458 道路の区域変更(道路管理課)
- 1459 道路の供用開始(道路管理課)
- 1460 道路の区域変更(道路管理課)
- 1461 道路の供用開始(道路管理課)
- 1462 道路の区域変更(道路管理課)
- 1463 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 1464 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1465 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1466 重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定(港湾整備課)

公 告

- 総務事務センター労働者派遣業務プロポーザル競技の実施(総務事務センター)
- 大規模小売店舗の変更(商業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 132 新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間(選挙管理委員会)
- 133 新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)

労働委員会告示

- 3 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1439号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊又は海上自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成25年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募集対象			募集期間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男子	陸上自衛隊	数十名	平成25年1月7日（月）から 平成25年1月28日（月）まで
	海上自衛隊	数名	
備 考	応募者多数の場合、募集期間内であっても早期に締め切ることがあります。		

2 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場
平成25年2月2日（土）	陸上自衛隊高田駐屯地 （上越市南城町3-7-1）
平成25年2月3日（日）	陸上自衛隊新発田駐屯地 （新発田市大手町6-4-16）

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第1440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	高田ケアセンター訪問介護事業所	新潟県上越市とよば 121番地	株式会社東日本福祉 経営サービス	平成24年12月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーション きずな	新潟県上越市木田3 丁目8番44号	医療法人社団ひらは ら内科クリニック	平成24年12月1日

訪問看護 介護予防訪問看護	高田ケアセンター訪問看護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	平成24年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイかきざき	新潟県上越市柿崎区馬正面1176番地1	株式会社リボン	平成24年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイきずな・木田	新潟県上越市木田3丁目8番44号	医療法人社団ひらはら内科クリニック	平成24年12月1日

◎新潟県告示第1441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランきずな	新潟県上越市木田3丁目8番44号	医療法人社団ひらはら内科クリニック	平成24年12月1日
雪椿の里居宅介護支援事業所	新潟県南魚沼市穴地14番地1	社会福祉法人八海福祉会	平成24年12月1日

◎新潟県告示第1442号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市川治3323の2、3325の1、3328の2、3330、3364、3366から3371まで、3372の2、3376、3455、3457の1、3457の7、3457の8、3458、3460、3462、3467、3468、3515の2、3518の4、3518の6、3524、3526から3530まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1443号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田甲115の1、甲115の2、甲116の2、甲116の9、甲118の1から甲118の14まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1444号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県糸魚川市大字上出字戸屋上281、282

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1445号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区岩神字小峯 3719、3721 から 3727 まで、3730 から 3733 まで、3733 の子、3734 から 3737 まで、3737 の子、3738 から 3751 まで、3752 の 1 から 3752 の 4 まで、3753 から 3756 まで、4075 から 4077 まで、4077 の 1、4077 の 丑、4077 の 寅、4078 から 4081 まで、4081 の 1、4081 の 2、4082、字倉ノ下 3757 から 3759 まで、3760 の 1、3760 の 2、3761 から 3763 まで、3763 の 1、3763 の 3、3763 の 4、3764 から 3769 まで、3771、3775、3776、3890、3891、3892 の 1、3892 の 2、3901 から 3905 まで、字大峯 3906 の 1、3906 の 2、3907 から 3912 まで、3943 から 3956 まで、3958、3958 の 1、3959 から 3963 まで、3964 の 1、3964 の 2、3965 から 3968 まで、3971 から 3987 まで、3989 から 3995 まで、3995 の子、3996、3996 の子、

3999、4084、4085、4087の子から4087の寅まで、4088、4089の1、4089の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年12月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市金塚 597 番地 米山 興一

退任年月日 平成 24 年 7 月 1 日

◎新潟県告示第1447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営清水日影地区区画整理(地すべり対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成 24 年 12 月 17 日から平成 25 年 1 月 21 日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所松代支所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成24年12月17日から平成25年1月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	小国西部	換地計画書の写し	長岡市役所

1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成24年12月17日から平成25年1月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	一日市	換地計画書の写し	魚沼市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1450号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 山本町一丁目から山本町五丁目の全部及び千歳町三丁目の一部
佐渡市	佐渡市の地籍図及び地籍簿 羽二生の一部
北蒲原郡聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字蓮潟・網代浜の各一部

- 2 認証年月日
平成24年12月3日

◎新潟県告示第1451号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成24年10月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社佐藤米吉商店
佐藤 雅宏
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区花園1-6-9
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第2692号
- 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年10月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年10月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社目黒建設
目黒 忠一
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市大蔵2771
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第12970号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社宮内工務店
宮内 孝一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮内6-7-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第6308号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社グリーンセキュリティサービス
柳 晴彦
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市堀越2566-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42657号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年10月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社石田建設
石田 忠
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市仲之町9-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第5792号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成24年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年10月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社信商
齋藤 雅行
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市黒田1423
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第20856号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年10月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関矢工業
関矢 綾子
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市並柳1530-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第7699号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社石月建設
藤田 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市原655
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-21)第16172号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社緑興
荒川 義克
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新産4-3-5
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42841号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年11月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社鷺尾土木
鷺尾 弘子
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市田端町8-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20632号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年11月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社恩田石材
恩田 治男
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市寺島2-7-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第42734号
 - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年11月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年11月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高野土建
高野 孝一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市与板町本与板3765-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第7183号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年11月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年11月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
地野組
-

地野 丈夫

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区和納7078-13
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第15526号
- 5 処分の内容 とび・土工事業、管工事、ほ装工事、水道施設工事に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年11月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟万代島ビルディング株式会社
島内 眞
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区万代島5-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-19)第40864号
 - 5 処分の内容 左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1452号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(佐渡金山遺跡1/500平面図作成)
- 2 作業期間 平成24年11月14日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 佐渡市 相川地区

◎新潟県告示第1453号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(西三川砂金山1/500平面図作成)
- 2 作業期間 平成24年11月14日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 佐渡市 西三川地区

◎新潟県告示第1454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢水沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市市之越字田ノ方卯1499番1から	新	6.3～14.6メートル	77.6メートル
同市市之越字七川幅卯699番1まで	旧	5.0～14.6メートル	77.6メートル

◎新潟県告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢水沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市市之越字田ノ方卯1499番1から同市市之越字七川幅卯699番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月14日

◎新潟県告示第1456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡新堀新田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市法音寺字山ノ内191番から	新	4.2～16.3メートル	600.8メートル
同市田崎字江下120番2まで	旧	4.2～10.0メートル	601.5メートル

◎新潟県告示第1457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 岡新堀新田線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市法音寺字山ノ内191番から同市田崎字江下120番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月14日

◎新潟県告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字長沢原字梨木576番から	新	10.4～60.8メートル	555.0メートル
同市大字猿橋字相久保693番1まで	旧	4.9～34.4メートル	754.1メートル

◎新潟県告示第1459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間
妙高市大字長沢原字梨木576番から同市大字猿橋字相久保693番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月14日

◎新潟県告示第1460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川谷十町歩線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区上名木字幸清水 3783 番 3 から	新	8.4～17.0メートル	80.0メートル
同市吉川区上名木字屋半作3809番1まで	旧	5.0～12.0メートル	81.5メートル

◎新潟県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 川谷十町歩線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区上名木字幸清水3783番3から同市吉川区上名木字屋半作3809番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月14日

◎新潟県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西野谷二本木停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字両善寺字沖ノ海道 330 番 4 から	新	8.0～14.4メートル	33.0メートル
同市大字両善寺字三反田331番11まで	旧	8.0～14.6メートル	33.0メートル

◎新潟県告示第1463号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域の名称
京ヶ峰1丁目（追加）急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を平成22年4月20日新潟県告示第696号で指定した京ヶ峰1丁目急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

糸魚川市

蓮台寺浦山

864番 1号

867番 2号

868番 3号

京ヶ峰1丁目

253番23 4号及び5号

◎新潟県告示第1464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大月地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(1)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大月(2)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(3)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(4)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(5)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中島地区	上越市牧区大月・川井沢	次の図のとおり	地すべり
下川井沢地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	地すべり
桑曽根川地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大月地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(1)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(2)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(3)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(4)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大月(5)地区	上越市牧区大月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑曽根川地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1466号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成24年12月14日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定年月日
平成24年10月1日
- 2 指定する区域
直江津港
東ふ頭2号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域
東ふ頭3号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域

公 告

—新潟県総務事務センター労働者派遣業務プロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県総務事務センター労働者派遣業務に係る契約締結の相手方を決定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 業務の概要
新潟県総務事務センター労働者派遣業務
- 2 業務内容
別紙「新潟県総務事務センター労働者派遣業務に関するプロポーザル募集要領」（以下「プロポーザル募集要領」という。）に添付する仕様書の定めるところによる。
- 3 参加申込書及び企画提案書を提出する者に必要な資格
本件プロポーザル競技の参加申込書及び企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
 - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
 - (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出し、受理されている者であること。
 - (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること（プライバシーマークの認定又はこれと同程度の資格を第三者機関から平成25年1月21日（月）までに取得済み又は取得見込みである者）。
 - (7) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
 - (8) 公告の日から審査完了の日までの間に、国及び新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (9) 4に定める事前説明会に参加している者であること。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- 4 事前説明会
 - (1) 事前説明会の日時
平成24年12月25日（火）午後1時30分
 - (2) 事前説明会の場所
新潟県商工会館5階会議室（新潟市中央区新光町7番地2）
 - (3) 参加申込み
事前説明会への参加を希望する者は、平成24年12月21日（金）午後5時15分までに11に定める担当課まで団体名、参加者名、連絡先を記載のうえ、FAX又はe-mailにより申し込むこと。

5 質問書の提出

本公告及びプロポーザル募集要領の内容について疑義等を生じた場合は、次に定めるところにより、質問書を提出すること。

(1) 提出期間

平成24年12月14日(金)から平成25年1月11日(金)午後5時15分まで

(2) 提出場所

11に定める場所

(3) 提出方法

プロポーザル募集要領に定める方法による。

6 プロポーザル参加申込書類の提出及び確認結果の通知

本件プロポーザル競技に参加しようとする者は、プロポーザル募集要領に定めるところにより参加申込書類1部を作成し、申し込むものとする。

(1) 申込期限

平成25年1月11日(金)午後5時15分(必着)

(2) 申込場所

11に定める場所

(3) 申込方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(4) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、平成25年1月18日(金)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 提案書の提出

本件プロポーザル競技に参加しようとする者は、プロポーザル募集要領に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

平成25年1月21日(月)午後5時15分(必着)

(2) 提出場所

11に定める場所

(3) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(5) その他

企画提案書等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語(名義に関する部分を除く。)、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

8 審査等

(1) 審査を行う者

審査は、「新潟県総務事務センター労働者派遣業務に関するプロポーザル競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査方法

(3)に定める評価基準により、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(3) 評価基準

プロポーザル募集要領に定めるところによる。

(4) ヒアリングの実施

審査委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認めた場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定したうえで行うことがある。

この場合において、書類を提出したすべての者に第一次審査の結果を書面で通知する。

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と労働者派遣契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

11 担当課(問合せ先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館
新潟県総務管理部総務事務センター 管理・支援係
電話番号 025-280-5947
FAX番号 025-280-5473
E-Mail soumu-center@pref.niigata.lg.jp

12 その他

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に許可なく使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は参加申込辞退書を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 提案書の提出期限後に提案書を提出した者

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 コモタウン柏崎
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外
設置者 株式会社ウオロクほか4者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前)株式会社ウオロクほか2者
(変更後)株式会社ウオロクほか4者

3 変更年月日

平成24年11月8日

4 変更の理由

新たに大規模小売店舗において小売業を行う者が決定したため。

5 届出年月日

平成24年12月5日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年4月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術器械滅菌管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成24年12月14日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術器械滅菌管理システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年1月11日(金) 午前11時00分

(4) 入札書の提出期限

平成25年1月23日(水) 午後5時00分

4 開札の日時及び場所

平成25年1月24日(木) 午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Operation instrument sterilization management system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. January 23, 2013

(3) For more information, contact:

Management Division,
Department of Administration,
Niigata Prefectural Central Hospital
*address:
205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata
〒943-0192
JAPAN
TEL 025-522-7711 Ext. 2323

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第132号

平成24年12月30日執行予定の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年12月20日
(ただし、年齢については、平成24年12月30日とする。)
- 2 登 録 日 平成24年12月20日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年12月21日

◎新潟県選挙管理委員会告示第133号

平成24年12月30日執行予定の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成24年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

平成24年12月21日

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成24年12月6日次のとおり認定した。

なお、平成23年新潟県労働委員会告示第3号は廃止する。

平成24年12月14日

新潟県労働委員会

会 長 西 野 喜 一

勤 務 箇 所	役 職 名
本 庁	局長 次長 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病 院	院長 副院長 包括医療支援センター長 循環器病センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 薬剤部長（中央病院、小出病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長